

## 株券電子化と端株の整理

制度調査部  
横山 淳

### 株券ペーパーレス化レポート No. 33

#### 【要約】

- 株券電子化に当たって、1株単位の上場会社は端株（0.1株など1株未満の端数）を整理することが求められている。
- これを受けて、株式分割等の実施と単元株制度の採用を表明する上場会社も現れている。
- 今後、2009年1月に予定される株券電子化に向けて、端株買取請求の促進、定款変更による端株廃止なども含めて、対応が進められるものと考えられる。
- なお、単元株制度を採用している上場会社の単元未満株については、特段、整理することは求められていない。ただ、取引所が進める売買単位の統一を睨んだ動きは現れ始めている。

#### はじめに

- 2009年1月に予定される株券電子化を睨んで、端株整理のため、株式分割等を表明する上場会社も現れている。それに伴い、最近、端株の存在する上場会社の株券電子化対応について質問が制度調査部に寄せられることも多い。
- そこで本稿では、この単元株制度不採用の上場会社（＝1株単位の上場会社）における「端株」の株券電子化対応の問題について解説する。

### 1. 株券電子化と端株

#### (1) 端株と単元未満株

- 「単元未満株」と「端株」は、しばしば混同して用いられるが、本来は、全く異なるものを意味している。
- 「単元未満株」とは、単元株制度を採用している会社の株式で、1単元未満（ただし整数倍）のもののことである。例えば、1単元を1,000株とする会社における100株や50株などが「単元未満株」に該当する。
- それに対して、「端株」とは単元株制度を採用していない会社（つまり、売買単位が1株の会社）の1株未満の株式に相当するものことである。例えば、売買単位が1株の会社における0.1株や0.05株などが「端株」に該当する。
- なお、2006年5月に施行された会社法により「端株」制度は廃止されている。現存している「端株」は、会社法施行前から存在し、経過措置によってなお効力を有するとされているもの

である（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、会社法整備法）86条）。

## (2) 株券電子化に伴う「端株」の取扱い

- 株券電子化に伴う取扱いも「単元未満株」と「端株」とで異なっている<sup>1</sup>。
- 「単元未満株」については、単元株と同様に株券電子化の対象となる。即ち、事前に証券保管振替機構（以下、「ほふり」）に預託されている単元未満株であれば、特別な手続なしにそのまま新制度に移行することとなる。事前に「ほふり」に預託されていない単元未満株であれば、上場会社（発行会社）が指定する信託銀行等に特別口座が開設されて、権利保全が図られることとなる。
- それに対して、「端株」については、株券電子化の対象外ということになっている<sup>2</sup>（会社法整備法 242 条、社債、株式等の振替に関する法律 129 条、152 条、株式等決済合理化法附則 8 条など参照）。その結果、理論上は、上場会社の端株は、会社法施行前から存在する範囲で、一般の株式とは区分されて、端株原簿でのみ管理されるということになる。
- しかし、そのような対応は上場会社にとっても端株主にとっても極めて不便であり、無用の混乱を招きかねない。そこで「ほふり」や取引所などでは、株券電子化実施までに端株を整理するように（つまり、端株をなくすこと）上場会社に対して求めているのである<sup>3</sup>。

## 2. 端株を整理する方法

- 具体的に端株を整理する方法としては、例えば、次のような方法が考えられる。

- ①「株式分割及び単元株制度の採用」を実施する。
- ②「（種類株式発行会社の場合）端数等無償割当てと単元株制度の採用」を実施する。
- ③買取請求・買増請求の促進
- ④定款変更による端株制度の廃止

### (1) 株式分割と単元株制度採用

#### i. 概要

- 「株式分割と単元株制度採用」の方法は、1 未満の端数である「端株」を繰り上げて、1 の整数倍の「単元未満株」にするというものである。全国証券取引所が進める「売買単位の集約に向けた行動計画」（売買単位を 100 株に統一する計画）<sup>4</sup>を踏まえれば「1 株を 100 株に分割

<sup>1</sup> 詳細は、拙稿「株券電子化と単元未満株・端株」（2006 年 7 月 28 日付 DIR 制度調査部情報）も参照。

<sup>2</sup> 葉玉弁護士（株式等決済合理化法・会社法制定当時の立法担当者）は、その趣旨を「会社法上、端株制度が廃止され、会社法施行後に新たに端株が生ずることがなくなったことを受け、会社法施行前に発行された少数の端株のために、口座管理機関に対し過度なシステム開発費用を負担させるのは社会経済的な不利益が多いことにかんがみ、端株は振替株式にならないものと整理されたのである」と説明している（葉玉匡美「株券の電子化に向けた実務対応（上）」（『旬刊商事法務 No.1822』2008 年 1 月 25 日号）p.31）。

<sup>3</sup> 証券保管振替機構「株券等の電子化に係る制度要綱」（[http://www.jasdec.com/download/ds/ds\\_060327\\_1.pdf](http://www.jasdec.com/download/ds/ds_060327_1.pdf)）、第 12 回株券電子化小委員会資料（[http://www.jasdec.com/download/ds/071113\\_data.pdf](http://www.jasdec.com/download/ds/071113_data.pdf)）など参照。

<sup>4</sup> 東証のウェブサイトに掲載されている（<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/unit.html>）。

し、1 単元を 100 株とする」という形が基本であろう<sup>5</sup>。こうすれば従来 1 株保有していた株主は、100 株を保有する単元株主となり、従来 0.01 株保有していた端株主は、1 株を保有する単元未満株主となることで、実質的に現状が維持されることとなる。

○実施のタイミングについては、先行事例では「株券電子化実施日の前々日を基準日、株券電子化実施日の前日を効力発生日」とするのが一般的であるようだ。

○当初は「株券電子化実施日の前日を基準日、株券電子化実施日を効力発生日」とするスキームが想定されていたが、最終的には上記の形に落ち着いたようだ<sup>6</sup>。

## ii. 手続

○株式分割と単元株制度採用を実施するためには、「1 株を 100 株に分割し、1 単元を 100 株とする」ケースを前提にすれば、最低限、次の手続が必要となる。

- a. 1 株を 100 株とする株式分割
- b. (株式分割に伴う) 発行可能株式総数 (いわゆる授權枠) の拡大 (通常、100 倍に増加)
- c. 1 単元を 100 株とする単元株制度の採用。

○これらのうち、「a. 株式分割」は取締役会決議で行うことができる。しかし、「b. 発行可能株式総数の拡大」と「c. 単元株制度の採用」については定款変更手続が必要となる。つまり、本来は、株主総会の特別決議が必要である<sup>7</sup> (会社法 309 条 2 項)。ただし、普通株式のみしか発行していない会社については、定款変更手続の特例措置が設けられている。

○「b. 発行可能株式総数の拡大」については、株式分割の効力発生日において発行可能株式総数を株式分割の比率の範囲内で増加する定款変更を、株主総会なしで実施することが認められている (会社法 184 条 2 項)。

○「c. 単元株制度の採用」については、次のイ、ロの要件をいずれも満たせば、株主総会によらないで実施することが認められる<sup>8</sup> (会社法 191 条)。

イ. 株式分割と同時に実施するものである。

ロ. 定款変更後の各株主の保有株式数 ÷ 単元株式数 ≥ 定款変更前の各株主の保有株式数

○以上を踏まえれば、普通株式のみしか発行していない会社の場合、取締役会決議のみで「株式

<sup>5</sup> この方法を採用する旨を公表している会社としては、例えば、東日本旅客鉄道株式会社 (2008 年 4 月 28 日付リリース)、日本電信電話株式会社 (2008 年 5 月 13 日付リリース) がある。なお、これらの会社は定款変更議案として株主総会に付議している。

<sup>6</sup> 証券保管振替機構の発行会社向け説明会資料でも、2007 年 7 月 31 日付資料 ([http://www.jasdec.com/download/ds/seminar\\_070731.pdf](http://www.jasdec.com/download/ds/seminar_070731.pdf)) では「施行日を効力発生日とする」としていたが、2008 年 3 月 28 日付資料 ([http://www.jasdec.com/download/ds/seminar\\_080328.pdf](http://www.jasdec.com/download/ds/seminar_080328.pdf)) では「施行日直前の休業日を効力発生日とする」と改めている。

<sup>7</sup> 種類株式発行会社で、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合には、種類株主総会の決議も必要となる (会社法 322 条)。なお、種類株式発行会社が、株式分割ではなく端数等無償割当てを利用する場合は、一定の要件の下で、種類株主総会を不要とする明文の規定が設けられている (会社法整備法 88 条 5 項)。次頁参照。

<sup>8</sup> 会社法 191 条の手続により単元株制度を導入する場合、単元未満株主の権利を残余財産の分配を受ける権利など一定の範囲に制限する定款の定めがあるものとみなされる (会社法整備法 86 条 2 項)。

分割と単元株制度の採用」によって、比較的、簡便に端株の整理ができるものと考えられる。

- なお、前記の a. ～c. の手続は、必要最低限のものである。上記以外の手続を併せて行う場合には、別途、株主総会などが必要とされる場合もあり得る。一例を挙げれば、いわゆる買増請求権（売渡請求権）への対応がある。
- 単元株制度採用会社は、単元未満株主が、保有する単元未満株式（ex. 80 株）を単元株（ex. 100 株）にするために必要な株式数（20 株＝100 株－80 株）を売り渡すように会社に請求する権利を定款で定めることができる（会社法 194 条）。これを単元未満株式の買増請求権（売渡請求権）という。
- 同様の権利は、旧商法の下で端株主にも認められていた。即ち、端株主が、保有する端株（ex. 0.8 株）を 1 株にするために必要な端数（0.2 株＝1 株－0.8 株）を売り渡すように会社に請求する権利を定款で定めることができる（旧商法 220 条の 7）。これを端株の買増請求権（売渡請求権）という。
- 前記の手続（1 株を 100 株とする株式分割と 1 単元を 100 株とする単元株制度の採用）が実施された場合、従来、0.8 株保有していた端株主は、新たに 80 株保有する単元未満株主となる。
- ところが、旧商法に基づく端株の買増請求権に関する定款規定は、自動的に会社法に基づく単元未満株主の買増請求権に引き継がれる訳ではないと解されている<sup>9</sup>。つまり、そのままでは単元株制度採用と同時に、買増請求権は認められなくなってしまうのである。
- 単元株制度採用後も、買増請求権を単元未満株主に認めるためには、株主総会の特別決議による定款変更が必要とされることになる。

## (2) 端数等無償割当てと単元株制度採用

### i. 概要

- 普通株式のみしか発行していない会社にとって、前記(1)の「株式分割と単元株制度の採用」は、比較的、容易に端株の整理ができる方法だと考えられる。
- ところが普通株式に加えて優先株など種類株式を発行している会社（種類株式発行会社）の場合、前記(1)の「株式分割と単元株制度の採用」は必ずしも簡便な方法とは言えない。普通株式のみしか発行していない会社に認められる各種の特例が認められないことに加えて、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合には、種類株主総会の決議も必要となるためである<sup>10</sup>（会社法 322 条）。
- そこで考えられるのが、種類株式発行会社に認められる特例である端数等無償割当てを利用する方法である<sup>11</sup>。端数等無償割当てとは、端株の存在する種類株式発行会社が、株主及び端株主に対し

<sup>9</sup> 葉玉匡美「株券の電子化に向けた実務対応(上)」(『旬刊商事法務 No.1822』2008 年 1 月 25 日号)p.32。

<sup>10</sup> 株主総会に加え、種類株主総会にも付議する旨を公表している会社としては、例えば、三井住友フィナンシャルグループ(2008 年 5 月 16 日付リリース)がある。

<sup>11</sup> この方法を採用する旨を公表している会社としては、例えば、みずほフィナンシャルグループ(2008 年 5 月 15 日付リリース)がある。なお、同社は、同時に投資単位引下げを実施するため、一旦、1 株につき 999 株、端数 0.01 株につき 9.99 株の端数等無償割当てと、1 単元の株式数を 1000 株とする単元株式制度採用を実施した上で、同一日を効力発生日として 1 単元の株式数を 1000 株から 100 株に変更するとしている。

て、一定の割合で株式及び端数無償で割り当てることで、端株が全て整数倍の株式とする手続のことである(会社法整備法 88 条 1 項)。

- 全国証券取引所が進める「売買単位の集約に向けた行動計画」(売買単位を 100 株に統一する計画)を踏まえれば「株式 1 株に 99 株、端株 0.01 株に 0.99 株」を割り当て、同時に「1 単元を 100 株とする」という形が基本となるだろう。こうすれば従来 1 株保有していた株主は、100 株を保有する単元株主となり、従来 0.01 株保有していた端株主は、1 株を保有する単元未満株主となることで、実質的に現状が維持されることとなる。

## ii. 手続

- 種類株式発行会社が端数等無償割当てを利用する場合、株主総会の特別決議による承認を受ける必要はあるが、一定の範囲で種類株主総会の決議が不要とされるのである。
- 具体的には、端数等無償割当てを実施するためには、次の事項について株主総会の特別決議による承認を受けなければならない(会社法整備法 88 条 2~4 項)。

◇株主・端株主に割り当てる株式・端数の数の算出方法

◇効力発生日

- ただし、同時に実施する次の定款変更については、種類株主総会の決議は不要と定められている<sup>12</sup>(会社法整備法 88 条 5 項)。

### ①1 単元を次の株式数とする単元株制度の採用

$$\frac{\text{全部の種類株式について端数等無償割当てによつて株主・端株主に割り当てられる株式・端数の総数}}{\text{効力発生日前日の発行済株式総数}} + 1$$

### ②次のような発行可能株式総数、発行可能種類株式総数の変更

$$\begin{aligned} \text{効力発生日における発行可能株式総数} &= \text{前日における発行可能株式総数} \times \text{①の単元株式数} \\ \text{効力発生日における発行可能種類株式総数} &= \text{前日における発行可能種類株式総数} \times \text{①の単元株式数} \end{aligned}$$

### ③ある種類株式の内容として剰余金の配当、残余財産の分配その他の権利利益について一定の金額又は数量をもって定めているときは、次のような種類株式の内容の変更

$$\text{変更後の剰余金の配当、残余財産の分配などの金額又は数量} = \frac{\text{変更前の剰余金の配当、残余財産の分配などの金額又は数量}}{\text{①の単元株式数}}$$

<sup>12</sup> なお、端数等無償割当てに伴い種類株式の取得条項の調整が必要となる場合もある。この場合、種類株式の発行後に取得条項についての定款変更を行う場合、その種類株主全員の同意を求める会社法 111 条 1 項の規定との関係が問題となる。この点について葉玉弁護士は『その定めの内容にもよるが、整備法八八条五項の趣旨を会社法一一一条一項の解釈に及ぼし、種類株主の利益を害することを防止するための定めは、「一〇八条一項六号についての定款の変更」には該当しないものと解すべきである』と指摘している(葉玉匡美「株券の電子化に向けた実務対応(上)」(『旬刊商事法務 No.1822』2008 年 1 月 25 日号)p.34)。

○例えば、普通株式のほかに甲種・乙種の種類株式を発行している、次のような種類株式発行会社があるとするとする。

◇発行可能株式総数：20,000,000株

◇発行可能種類株式総数

—甲種優先株式：2,000,000株

—乙種優先株式：1,000,000株

◇優先配当

—甲種優先株式：1株につき10,000円

—乙種優先株式：1株につき20,000円

○この会社が（全種類の株式・端株について）「株式1株に99株、端株0.01株に0.99株」の端数等無償割当てを行う場合、同時に実施する下記A～Cの定款変更については、種類株主総会の決議は不要となる。

A. 1単元を100株（=99+1）とする単元株制度の採用

B. 次のような発行可能株式総数、発行可能種類株式総数の変更

◇発行可能株式総数：2,000,000,000株（=20,000,000株×100）

◇発行可能種類株式総数

—甲種優先株式：200,000,000株（=2,000,000株×100）

—乙種優先株式：100,000,000株（=1,000,000株×100）

C. 次のような種類株式の内容の変更

◇優先配当※

—甲種優先株式：1株につき100円＝（10,000円÷100）

—乙種優先株式：1株につき200円＝（20,000円÷100）

※端数等無償割当てによって、優先株式についても1株に99株が割り当てられる。その結果、1株当たりの優先配当金額を100で割らないと優先配当総額が100倍になってしまうので、このような調整処理を行う。

### (3) 買取請求・買増請求の促進

○買取請求や買増請求を促進することで、実体として「端株」が存在しない状態になれば、結果的には端株は整理されたものと考えられるだろう。

○買取請求は、そもそも旧商法上、端株主に認められている権利であって、株主総会などの特別な手続は必要とされない（旧商法220条の6）。

○買増請求は、前述のように導入には株主総会の特別決議による定款変更が必要となる（旧商法220条の7）。ただ、既に制度を導入済みであれば、重ねて株主総会などの特別な手続は必要とされない。

○その意味では、「買取請求・買増請求の促進」という方法は、特別な制度整備なしに、上場会社（発行会社）と株主の自発的な取組みで対応できるものだと言えるだろう<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> もちろん、上場会社としては、最終的には既存の端株に関する定款規定を削除する必要があるだろう。しかし、実態として端

#### (4) 定款変更による端株制度の廃止

- 端株が存在する会社は、旧商法の規定に基づいて、定款に「端数を端株として端株原簿に記載又は記録せざる旨」を定めることで、端株制度を廃止することも可能である<sup>14</sup>（会社法整備法86条、旧商法220条の2第3項）。
- 上記の内容の定款変更のためには、株主総会の特別決議を得る必要がある。加えて、端株の合計数に相当する株式の換価（競売・市場売却・自己株式取得）とその代金の端株主への交付手続が必要となる（会社法整備法86条、旧商法220条の2第5項、同220条1～3項）。
- その意味では、この手続は「端株の強制換価手続」と言えるだろう。

### 3. 端株の整理方法の論点

- 以上、端株をなくす方法の主なものを紹介した。いずれの方法も一長一短あり、どの方法がベストということはない。
- 例えば、「(1)株式分割と単元株制度採用」や「(2)端数等無償割当てと単元株制度採用」は、実質的に現状を維持しながら株券電子化に移行できるという点では、発行会社にとっても、端株主にとっても受け入れやすい手法だろう。
- しかし、市場全体として見ると、株券電子化への移行手続の最中に株式分割等が行われることで、関係者の事務やシステム的な影響等の混乱が生じる危険性がある。そのため、端株主の数が多く他の方法を採用することが困難などといった事情がない限り、「ほふり」や取引所などからこれらの方法を採用しないように要請される可能性があるだろう。
- 「(3)買取請求・買増請求の促進」は、特別な制度整備なしに実施できる点で簡便な方法だと言える。
- しかし、買取請求等を行うか否かは端株主自身が決めるものである。会社として強制できるものではない。加えて、その会社が個別に端株主を説得しようとしても、そもそも接触できる端株主の数には限度があるだろう。その意味では、端株主の数が少数で特定可能な上場会社を除けば、この方法のみで端株を整理することは難しいものと思われる。
- 「(4)定款変更による端株制度の廃止」は、株式分割等を伴わずに、端株を強制的に廃止できる点に特徴がある。
- しかし、前述の通り、端株の換価とその代金の端株主への交付手続が必要となる。そのため、端株主の数が多い場合、上場会社（発行会社）の事務負担が非常に大きくなる可能性がある<sup>15</sup>。
- 端株の存在する上場会社は、これらのメリット・デメリットや自社の事情を踏まえつつ、適切

---

株が存在しなくなる以上、会社法下では新たな端株が発生することもなく、株券電子化後に事後的に定款変更を行えば足りるものと思われる。

<sup>14</sup> この方法を採用する旨を公表している会社としては、例えば、エヌ・ティ・ティ・ドコモ（2008年5月13日付リリース）がある。

<sup>15</sup> 処分方法についても、市場売却で対応する場合、規模によっては需給を悪化させる危険性があるだろう。自己株式取得で対応する場合、その会社に自己株式取得に必要な分配可能額があることが前提となる。

な端株整理のための対応策を選択することとなるだろう。

- なお、単元株制度を採用している上場会社の単元未満株については、特段、整理することは求められていない。ただ、取引所が進める売買単位の統一を睨んだ動きは現れ始めている。